

令和5(2023)年度省エネ家電購入緊急支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨・目的

エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品等の購入を支援することにより、家庭における光熱費負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 事業名

令和5(2023)年度省エネ家電購入緊急支援事業

(2) 業務内容

別添「令和5(2023)年度省エネ家電購入緊急支援事業業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和5(2023)年11月30日(木)まで

(4) 委託金額の上限

380,000,000円(ポイント交付累計額及び消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。
委託料のうち、ポイント等交付額は298,000,000円以内(非課税)とし、委託料の支払いは実績によるものとする。

(5) 問い合わせ先

栃木県環境森林部気候変動対策課気候変動適応担当

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

電話 028-623-3187 F A X 028-623-3259

電子メール kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

次の要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 競争入札参加資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する、又は参加表明書の提出時点において入札参加資格の取得を申請済の者であること。

(3) 参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止又は指名保留期間中でない者であること。

(4) 過去5年以内に同種又は類似業務(自治体と連携したキャッシュレス決済ポイントの交付を行う事業等)の実績を有すること。

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生

法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

- （ 6 ） 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当するものでないこと。

4 プロポーザル実施の手続き

（ 1 ）実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 5 (2023)年 5 月 22 日（月）
イ 質問受付期限	令和 5 (2023)年 5 月 26 日（金）17 時
ウ 参加表明書受付期限	令和 5 (2023)年 6 月 1 日（木）17 時
エ 企画提案書受付期限	令和 5 (2023)年 6 月 9 日（金）正午
オ プレゼンテーションの実施	令和 5 (2023)年 6 月 13 日（火）を予定
カ 審査結果通知	令和 5 (2023)年 6 月 14 日（水）頃
キ 委託契約締結	令和 5 (2023)年 6 月中旬

（ 2 ）募集要領等の配布

栃木県ホームページで公表するほか、下記にて配布する。

ア 配布期間

令和 5 (2023)年 5 月 22 日（月）～ 6 月 1 日（木）

土日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

イ 配布場所： 2（ 5 ）

（ 3 ）質問・回答

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～ 5 月 26 日（金）17 時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2（ 5 ）に提出すること。

ウ 回答期日：令和 5 (2023)年 5 月 29 日（月）予定

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページに掲載する。

（ 4 ）参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）及び確認書（別記様式 3）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和 5 (2023)年 6 月 1 日（木）17 時必着

提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所： 2（ 5 ）

ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

（ 5 ）企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、令和5(2023)年6月9日(金)正午までに持参又は郵送により提出すること。

郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

イ 企画提案書の様式は任意であるが、別表審査基準を参考に次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 対象者へのポイント等交付関係

- ・ポイント等交付申請・審査の仕組み
- ・申請に対する審査体制及びシステムの内容及び維持管理方法
- ・不正防止措置
- ・交付することができるポイント等の種別

(イ) 周知活動

- ・参加店舗募集、登録方法及び参加店舗への事業説明方法
- ・県民向け周知、広報方法

(ウ) セキュリティ確保

- ・個人情報保護の取組
- ・システムのセキュリティ確保の取組

(エ) 業務実施体制

- ・受託者としての専門性・ノウハウ、実績
- ・人員配置(担当者のノウハウ、スキル含む)、責任体制
- ・コールセンターの設置及び運営方法
- ・業務に関する全体スケジュール

(オ) 類似事業の業務実績

(カ) 見積額(業務に要する経費及びその内訳)

(キ) その他事業の目的を達するために有効な事項

ウ 企画は1者1提案とする。

エ 企画提案書の提出部数は、6部(正本1部、副本5部)及びPDFデータを格納したDVD-ROM1枚とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

オ 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目(事務局運営業務、告知・広告・応募関連業務、コールセンター設置・運営業務、ポイント交付業務、受付・申請審査業務、換金精算業務等)ごとに区別する(諸経費やポイント原資、消費税も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成 11 年栃木県条例 32 号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。
- サ 仕様書に記載されていることを遵守した上で、委託金額の上限の範囲内で実施できるより良い提案がある場合には、企画提案書に記載すること。なお、本仕様書に記載する目的と同等の成果が得られる場合には、協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。

5 審査方法

(1) 審査基準

別表「審査基準」のとおり。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）をオンラインで実施する。プレゼンテーション等の日時については、参加表明書を提出した者宛てに、プロポーザル参加申込受付期間終了後速やかに別途通知するものとし、日時に係る希望等は受け付けない。

また、通知された日時に実施するオンライン会議について、提案者がその前日までにオンライン会議を設定し、招待 URL を電子メールで通知すること。オンライン会議は特別なアプリケーション等のインストールが必要なものは使用しないこと。

(3) 審査方法

企画提案書、見積書、プレゼンテーション等について、審査基準に基づき、県が別に定める審査委員会が総合的に審査し、最も優れた提案を行ったと認められるものを契約の相手方として選定する。

なお、応募申込者が 1 者のみであった場合は、審査を行った上で、一定の基準を満たした場合に契約の相手方として選定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、審査後参加者に通知するとともに、県ホームページで公開する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 契約手続

(1) 契約の相手方の候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、概算払可能とする。なお、委託料及びポイント等交付額はポイント等交付申請処理額に基づいて精算する。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。